

松永医院居宅介護支援事業所 運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団優和会が開設する松永医院居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護者等の心身の状況に応じて適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

- 1 利用者の心身の状況、環境を考慮し、利用者の選択に基づいた保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的、効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に提供されるサービスが特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正に行わなければならない。
- 3 事業の運営に当たっては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名所等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 松永医院居宅介護支援事業所
- （2）所在地 千葉県南房総市千倉町平舘 764 番地 1

（職員の職種、員数及び勤務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 主任介護支援専門員 1 名
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を統括するとともに、自らも居宅介護支援の業務を行う。
- （2）介護支援専門員 1 名以上（常勤職員、内管理者兼務 1 名）

（営業日、営業時間及び営業場所）

第5条 事業所の営業日、営業時間及び営業場所は、次の通りとする。

- （1）営 業 日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで除く。
- （2）営業時間 午前 8 時から午前 12 時までと午後 1 時から午後 5 時までとする。
土曜日は午前 8 時から午前 12 時までとする。
- （3）営業場所 所在地と同じとする。

(松永医院居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容

- (1) 介護支援専門員は、依頼や必要に応じて面接、相談に応じ、その心身の状況を調査する。相談窓口は、松永医院居宅介護事業所で行う。
 - (2) 要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるように支援する。
 - (3) サービスにあたっては、関係市町村居宅サービス事業を行う者、介護保険施設との連絡調整に努めることとする。
 - (4) サービス担当者会議の開催場所は、通常松永医院相談室とする。
 - (5) 課題分析については、原則として全社協方式に行うものとする。
 - (6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、1か月に1回程度とする。
 - (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況を把握・分析し、必要に応じ居宅サービス計画の変更や居宅サービスの調整その他便宜の提供を行う。
- 2 指定居宅介護支援事業の額については、厚生労働大臣が定める基準による。
 - 3 法定代理サービス受領に関する費用は、無料とする。
 - 4 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費の徴収はしない。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は南房総市千倉町の区域とする。

(その他の運営に関する留意事項)

第8条 事業所は質の向上を図るために研修を行う。

- (1) 採用時研修 採用にあたっては、採用時研修を実施する。
 - (2) 継続研修 年1回以上の研修(協議会等の研修を含む)を実施する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団優和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成13年6月1日から実施する。

平成15年4月16日一部改定(第4条・5条)

平成16年6月1日一部改定(第4条・5条)

平成17年4月1日一部改定(第4条)

平成18年3月16日一部改定(第4条)

平成19年1月16日一部改定(第2条・第3条・第4条・第7条)

平成19年9月25日一部改定(第4条.7条)

平成21年9月1日一部改定(第3条・第6条) 平成23年9月15日1部改定

平成25年5月13日一部改定(第4条)